2022年１月24日

お客様各位

日興アセットマネジメント株式会社

「インデックスファンドJPX日経中小型株」
繰上償還（予定）のご案内

拝啓　時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は、弊社の投資信託に格別なご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび弊社では、「インデックスファンドJPX日経中小型株」（以下、「当ファンド」といいます。）につきまして、設定来、その純資産総額は10億円を下回る状況が継続しており、本来の商品性を維持して「運用の基本方針」に則った運用を継続することが困難な状況にあることから、繰上償還を行なうべく、書面決議の手続きを予定しております。当ファンドへのご投資にあたりましては、十分お含み置きのうえ、お申込みいただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

１．対象ファンド

「インデックスファンドJPX日経中小型株」

２．繰上償還（予定）に関する日程

◎書面決議の対象受益者の確定基準日　：2022年１月24日（月）
◎議決権行使書面による議決権行使期限　：2022年３月２日（水）
◎書面決議日　：2022年３月７日（月）
◎信託終了日（予定）　：2022年３月30日（水）
◎償還金支払開始日（予定）　：2022年３月31日（木）

※繰上償還が確定した場合、当ファンドの購入申込は、2022年３月９日以降、受け付けないこととします。なお、換金申込は、引き続き、2022年３月29日まで受付いたします。
※また、繰上償還が中止となる場合においても、2022年３月９日以降、当ファンドの購入申込（既に申込されている定時定額と分配金再投資による取得は除きます。）は受付停止とさせていただきます。

３．繰上償還（予定）の内容

当ファンドは、2017年６月に１億円で自己設定（委託会社による資金拠出）されて運用を開始いたしましたが、設定来、その純資産総額は10億円を下回る状況が継続しております。2021年11月末現在、当ファンドの純資産総額は、約１億72百万円となっております。
こうした状況下において、当ファンドは本来の商品性を維持して「運用の基本方針」に則った運用を継続することが困難な状況にあると考え、弊社では、当ファンドを繰上償還することが受益者にとって有利であると判断し、信託約款に基づいて繰上償還させることといたしました。

４．書面決議の判定

当ファンドについて、書面決議は、賛成の意思表示をされた受益者（信託約款の規定に基づき、議決権を行使されず賛成とみなされた方を含みます。）が保有する2022年１月24日現在の受益権口数（委託会社保有分を除きます。）の合計が、2022年１月24日現在の受益権総口数（委託会社保有分を除きます。）の３分の２以上であった場合に可決されます。本書面決議にて可決された場合、2022年３月30日をもって繰上償還させていただきます。
また、本書面決議にて否決された場合は、当ファンドの繰上償還は行ないません。
書面決議の結果は、弊社ホームページ【www.nikkoam.com/】で閲覧いただけます。

以上

nikko am
Nikko Asset Management

投資信託説明書
（交付目論見書）
2021.9.9

インデックスファンドJPX日経中小型株

追加型投信／国内／株式／インデックス型

JPX日経中小型株

●**本書は金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みいただき、ご自身でご判断ください。**

●**ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。**また、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

●本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載しています。

●ファンドの基準価額、販売会社などについては、以下の委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社>[ファンドの運用の指図を行なう者]
日興アセットマネジメント株式会社　金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第368号
ホームページ アドレス www.nikkoam.com/
コールセンター 電話番号 0120-25-1404（午前9時～午後5時。土、日、祝・休日は除きます。）

<受託会社>[ファンドの財産の保管および管理を行なう者]
三井住友信託銀行株式会社

設定・運用は
日興アセットマネジメント

●ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に投資者（受益者）の意向を確認いたします。

●ファンドの財産は、信託法（平成18年法律第108号）に基づき受託会社において分別管理されています。

●この目論見書により行なう「インデックスファンドJPX日経中小型株」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2021年9月8日に関東財務局長に提出しており、2021年9月9日にその効力が発生しております。

商品分類				属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	対象インデックス
追加型	国内	株式	インデックス型	その他資産（投資信託証券（株式　中小型株））	年1回	日本	ファミリーファンド	その他（JPX日経中小型株指数）

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）をご参照ください。

<委託会社の情報>

委託会社名	日興アセットマネジメント株式会社
設立年月日	1959年12月1日
資本金	173億6,304万円
運用する投資信託財産の合計純資産総額	26兆7,333億円

（2021年6月末現在）

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

主として、わが国の金融商品取引所に上場する株式（DR（預託証書）を含みます。）に投資を行ない、JPX日経中小型株指数の動きに連動する投資成果をめざします。

ファンドの特色

1 わが国の金融商品取引所に上場している株式などを主要投資対象とします。

◆主に「インデックス マザーファンド JPX日経中小型株」に投資を行なうファミリーファンド方式で運用を行ないます。

※「JPX日経中小型株指数」への連動をめざすETF（上場投資信託）に投資する場合があります。

2 「JPX日経中小型株指数」の動きに連動する投資成果をめざします。

◆JPX日経中小型株指数は、東京証券取引所の市場第一部、市場第二部、マザーズ、JASDAQに上場する中小型株に分類される銘柄を対象に、資本の効率的活用や株主を意識した企業経営を行なっている企業で構成された株価指数です。

JPX日経中小型株指数とは

◆東京証券取引所の市場第一部、市場第二部、マザーズ、JASDAQに上場する中小型株に分類される銘柄を対象とし、時価総額や売買代金だけでなく、ROE（自己資本利益率）や営業利益なども銘柄選定基準として算出された、浮動株調整後の時価総額加重型の株価指数です。

◆東京証券取引所と日本経済新聞社が共同で開発・公表しています。

◆2017年3月13日に算出が開始され（起算日:2016年8月31日、基準値:10,000）、原則として200銘柄で構成されます。

※連動をめざす対象指数（ベンチマーク）については、当ファンドの商品性および運用上の効率性などを勘案して、委託会社の判断により変更する場合があります。

※市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行なえない場合があります。

●「JPX日経中小型株指数」は、株式会社東京証券取引所（以下、「東証」という。）及び株式会社日本経済新聞社（以下、「日経」という。）によって独自に開発された手法によって算出される著作物であり、「東証」及び「日経」は、「JPX日経中小型株指数」自体及び「JPX日経中小型株指数」を算定する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有している。●「JPX日経中小型株指数」を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、全て「東証」、株式会社日本取引所グループ及び「日経」に帰属している。●当ファンドは、投資信託委託業者等の責任のもとで運用されるものであり、「東証」及び「日経」は、その運用及び当ファンドの取引に関して、一切の責任を負わない。●「東証」及び「日経」は、「JPX日経中小型株指数」を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延又は中断に関して、責任を負わない。●「東証」及び「日経」は、「JPX日経中小型株指数」の構成銘柄、計算方法、その他「JPX日経中小型株指数」の内容を変える権利及び公表を停止する権利を有している。

ファンドの仕組み

当ファンドは、主にマザーファンドに投資するファミリーファンド方式で運用を行ないます。

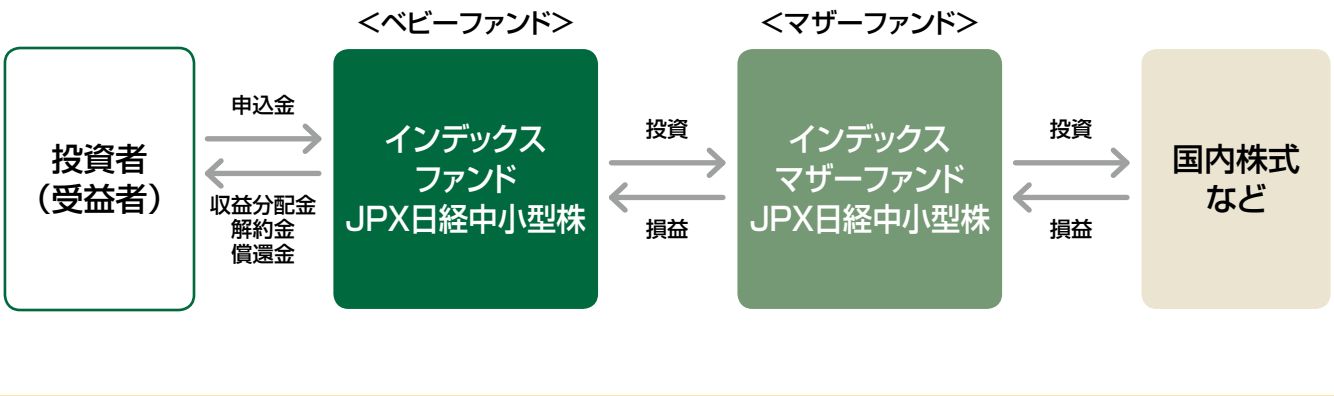

■主な投資制限

- 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への投資は行ないません。

■分配方針

- 毎決算時に、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

投資リスク

投資リスクは次ページも
ご確認ください。

当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴ないます。お申込みの際は、当ファンドのリスクを充分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

基準価額の変動要因

投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者(受益者)の皆様に帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。

当ファンドは、主に株式(預託証書を含みます。以下同じ。)を実質的な投資対象としますので、株式の価格の下落や、株式の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

主なリスクは以下の通りです。

価格変動リスク

- 株式の価格は、会社の成長性や収益性の企業情報および当該情報の変化に影響を受けて変動します。また、国内および海外の経済・政治情勢などの影響を受けて変動します。ファンドにおいては、株式の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。
- 中小型株式や新興企業の株式は、株式市場全体の平均に比べて価格変動が大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。

流動性リスク

- 市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。
- 一般に中小型株式や新興企業の株式は、株式市場全体の平均に比べて市場規模や取引量が少ないため、流動性リスクが高いと考えられます。

信用リスク

- 投資した企業の経営などに直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。デフォルト(債務不履行)や企業倒産の懸念から、発行体の株式などの価格は大きく下落(価格がゼロになることもあります。)し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

有価証券の貸付などにおけるリスク

- 有価証券の貸付行為などにおいては、取引相手先リスク(取引の相手方の倒産などにより貸付契約が不履行になったり、契約が解除されたりするリスク)を伴ない、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。貸付契約が不履行や契約解除の事態を受けて、貸付契約に基づく担保金を用いて清算手続きを行なう場合においても、買戻しを行なう際に、市場の時価変動などにより調達コストが担保金を上回る可能性もあり、不足金額をファンドが負担することにより、その結果ファンドに損害が発生する恐れがあります。

投資リスク

投資リスクは前ページも
ご確認ください。

＜JPX日経中小型株指数と基準価額の主なカイ離要因＞

当ファンドは、基準価額の変動率をJPX日経中小型株指数の変動率に一致させることをめざしますが、次のような要因があるため、同指数と一致した推移をすることをお約束できるものではありません。

・JPX日経中小型株指数の採用銘柄以外の銘柄に投資をすることがあること、JPX日経中小型株指数の採用銘柄の変更や資本異動などによってポートフォリオの調整が行なわれる場合、個別銘柄の売買などにあたりマーケット・インパクトを受ける可能性があること、また、信託報酬、売買委託手数料、監査費用などの費用をファンドが負担すること。

・組入銘柄の配当金や有価証券の貸付による品貸料が発生すること。

・先物取引等のデリバティブ取引を利用した場合、当該取引の値動きとJPX日経中小型株指数の採用銘柄の一部または全部の値動きが一致しないこと。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

○当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング･オフ)の適用はありません。

○当ファンドは、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。

○分配金は、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した運用収益を超えて支払われる場合があります。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

リスクの管理体制

○運用状況の評価･分析および運用リスク管理、ならびに法令などの遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理/コンプライアンス業務担当部門が担当しています。

○上記部門はリスク管理/コンプライアンス関連の委員会へ報告/提案を行なうと共に、必要に応じて運用部門に改善案策定の指示などを行ない、適切な運用体制を維持できるように努めています。

※上記体制は2021年6月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（参考情報）

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

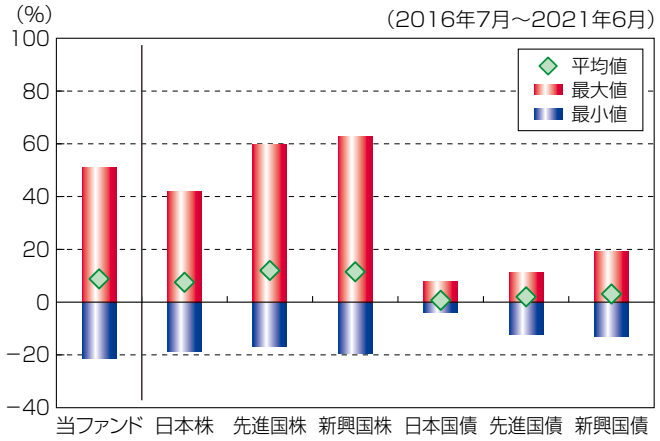

（当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率（%））

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	8.8%	7.5%	12.0%	11.5%	0.7%	2.0%	3.1%
最大値	51.1%	42.1%	59.8%	62.7%	8.0%	11.4%	19.3%
最小値	-21.4%	-18.6%	-16.9%	-19.4%	-4.0%	-12.3%	-12.9%

※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
※上記は2016年7月から2021年6月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大･最小･平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。
当ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。ただし、当ファンドは直近1年間の騰落率が5年分ないため、ベンチマークが算出されている期間については、ベンチマークのデータを使用しています。

<各資産クラスの指数>
日本株……東証株価指数（TOPIX、配当込）
先進国株…MSCI-KOKUSAIインデックス（配当込、円ベース）
新興国株…MSCIエマージング･マーケット･インデックス（配当込、円ベース）
日本国債…NOMURA-BPI国債
先進国債…FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
新興国債…JPモルガンGBI-EMグローバル･ディバーシファイド（円ヘッジなし、円ベース）
※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

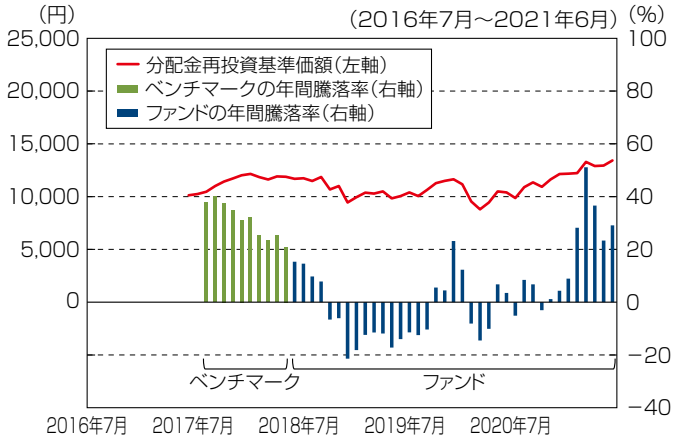

※基準価額は運用管理費用（信託報酬）控除後の1万口当たりの値です。
※分配金再投資基準価額は、2017年6月末の基準価額を起点として指数化しています。
※当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。ただし、ベンチマークが算出されている期間については、ベンチマークのデータを使用しています。

運用実績

2021年6月30日現在

基準価額・純資産の推移

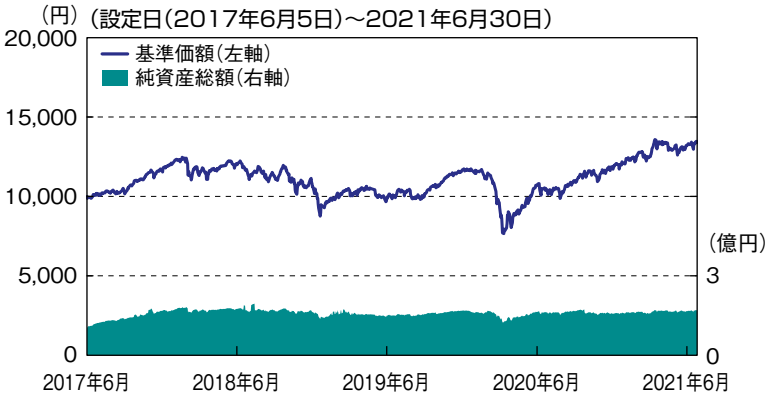

基準価額……13,427円
純資産総額……1.70億円

※基準価額は、運用管理費用（信託報酬）控除後の1万口当たりの値です。

分配の推移（税引前、1万口当たり）

2018年6月	2019年6月	2020年6月	2021年6月	設定来累計
0円	0円	0円	0円	0円

主要な資産の状況

＜資産構成比率＞

組入資産		比　率
株式		99.6%
	うち先物	4.1%
現金その他		4.5%

※当ファンドの実質組入比率です。

＜組入上位5業種＞

	業　種	比　率
1	サービス業	14.7%
2	建設業	12.3%
3	情報・通信業	12.0%
4	卸売業	8.7%
5	機械	7.2%

※マザーファンドの対純資産総額比です。

＜組入上位10銘柄＞（銘柄数：196銘柄）

	銘　柄	業　種	比　率
1	西松建設	建設業	1.90%
2	レノバ	電気・ガス業	1.86%
3	ダイワボウホールディングス	卸売業	1.86%
4	アサヒホールディングス	非鉄金属	1.79%
5	兼松	卸売業	1.35%
6	DTS	情報・通信業	1.29%
7	SHOEI	その他製品	1.28%
8	ディップ	サービス業	1.25%
9	高砂熱学工業	建設業	1.24%
10	東建コーポレーション	建設業	1.24%

※マザーファンドの対純資産総額比です。

年間収益率の推移

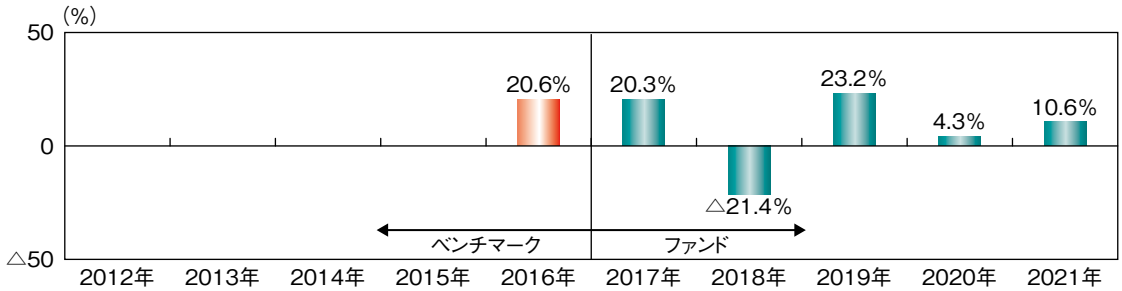

※ファンドの年間収益率は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算しております。
※2016年は、ベンチマーク（JPX日経中小型株指数）の起算日（2016年8月31日）から2016年末までの収益率です。
※ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。
※2017年は、設定時から2017年末までの騰落率です。
※2021年は、2021年6月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

手続･手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位 ※販売会社の照会先にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の基準価額
購入代金	販売会社が指定する日までにお支払いください。
換金単位	1口単位 ※販売会社によって異なる場合があります。
換金価額	換金申込受付日の基準価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して４営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として、販売会社の営業日の午後３時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。
購入の申込期間	2021年9月9日から2022年3月8日まで ※上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。
購入･換金申込受付の中止及び取消し	委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入および換金の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた購入および換金の申込みの受付を取り消すことができます。
信託期間	2027年6月8日まで（2017年6月5日設定）
繰上償還	次のいずれかの場合等には、繰上償還することがあります。 ･ファンドの純資産総額が10億円を下回ることとなった場合 ･繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき ･やむを得ない事情が発生したとき
決算日	毎年6月8日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	年１回、分配方針に基づいて分配を行ないます。 ※販売会社との契約によっては再投資が可能です。
信託金の限度額	5,000億円
公告	電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。 ホームページ アドレス　www.nikkoam.com/ ※なお、やむを得ない事由により公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎期決算後および償還後に交付運用報告書は作成され、知れている受益者に対して交付されます。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 ･公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 ･配当控除の適用があります。 ･益金不算入制度は適用されません。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	**購入時の基準価額に対し3.3%(税抜3%)以内** ※購入時手数料は販売会社が定めます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ※購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。
信託財産留保額	**ありません。**

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)		**ファンドの日々の純資産総額に対し年率0.55%(税抜0.5%)** 運用管理費用は、日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。)および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。
その他の 費用・手数料	諸費用 (目論見書の 作成費用など)	**ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.1%を乗じた額の信託期間を通じた合計を上限とする額** ①目論見書などの作成および交付に係る費用、②運用報告書の作成および交付に係る費用、③計理およびこれに付随する業務に係る費用(①～③の業務を委託する場合の委託費用を含みます。)、④監査費用などは委託会社が定めた時期に、信託財産から支払われます。 ※監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。
	売買委託 手数料など	組入有価証券の売買委託手数料、借入金の利息、立替金の利息および貸付有価証券関連報酬(有価証券の貸付を行なった場合は、信託財産の収益となる品貸料に0.55(税抜0.5)を乗じて得た額)などがその都度、信託財産から支払われます。 ※運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを表示することはできません。

<運用管理費用の配分(年率)>

運用管理費用(信託報酬)=運用期間中の基準価額×信託報酬率			
合計	委託会社	販売会社	受託会社
0.50%	0.19%	0.27%	0.04%

委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。
※この他に、上場投資信託証券に投資した場合には、当該上場投資信託において運用管理費用がかかります。

投資者の皆様にご負担いただくファンドの費用などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

税金

・税金は表に記載の時期に適用されます。
・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時　期	項　目	税　金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、未成年者少額投資非課税制度(ジュニアNISA)をご利用の場合、20歳未満の居住者などを対象に、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
※法人の場合は上記とは異なります。
※上記は2021年9月8日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

nikko am
Nikko Asset Management

Ⓟ